

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ③

昭和二十三年七月六日起

委員会

議事録（差戻関係）

十二

財閥関係役員審査委員会事務局

4903

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	④4903

登録番号			
氏名 (ローマ字)		氏名	
会社名		地位	

受付年月日	年	月	日	
委員会決定	年	月	日	承認 不承認
総理大臣決済	年	月	日	
本人に対する通知發送	年	月	日	
司令部に対する提出	年	月	日	
司令部よりの回答	年	月	日	

備考

処理者印

116

昭和二十三年七月七日

(大島重良等八名)

中一回

再審査査査議事録(二)

内閣

日本国政府 B6 (14行)

裏面白紙

22

山
別
上
下
の
依
違
は
也

内
閣

日本標準用紙 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

六、青木翁権 五 六

青木、野村令名は野村の世に在りて(東海道青木翁権)

鳴鶴、野村令名を以て、やあをかゝる翁権を以てし、(大か)

知りたし

山田、能の不分を承継し有別とたふ、知りたし、(四ノ味とて身し)

尾長、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

山田、能道の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

の心たをわたりて能う、

鳴鶴、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

上田、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

鳴鶴、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

山田、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

重名、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

鳴鶴、能の能の能に能道したるし、能道したるし、(能道の能道したるし)

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

3663
778

14 4

辭林令名 逸氏 逸陽 金受 似胡 白 彌 重 〇 〇 〇

内
閣

日本国政府 印刷局 印刷

裏面白紙

三 大沃忠藏

12/19

六 9

皇の決意し、五社奉養に、七章四條に察考

不日奉養を、禮習上、奉養に在り、皇の御意に奉養代位

也、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位、奉養代位

内

閣

日本歴史資料館 B6 (1) 111 頁

裏面白紙

77-

田前田惟 七 12

夕ヨ才名田多所には在人の上は田前田前長がいたる

此は七初之、夕ヨ才名田多所の長十才のたをた

山前 五の才名田多所の長

大伴事助の返

内閣

裏面白紙

日本国史記卷第百一十四

8.

五

山

上

一

188

八

分

昔、此山に於て、
 人、其、此、山、に、
 又、此、山、に、
 以上、此、山、に、

内閣

裏面白紙

日本書紀 卷之六(181)

10

昭和二十三年七月十日
抄本 第二回

再審書 差込 議子 録 (一三)

昭和二十三年七月十日 念月 委 貞 公

大島 香 隆 山 田 幸 吉 七 名

向 家 幸 吉 七 名

内 閣

裏 面 白 紙

11.4.20.3.13.11: B5 (1.19.7.15)

<p>而後 延喜の終退記明(西ノ葉ノ葉ハ美庄ノノ仲ルハノリ)</p> <p>前日 是上ノ日同ノ終退記明(ノ) 島ノ合ハ快ニシテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>事ハ此ノハノニ以テ此ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>是後 是ノ人ハ此ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p>	<p>白紙</p> <p>此ノ(西ノ葉ノ葉ハ美庄ノノ仲ルハノリ)</p> <p>島ノ合ハ快ニシテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>事ハ此ノハノニ以テ此ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>是後 是ノ人ハ此ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>1774</p>	<p>杉</p> <p>此ノ(西ノ葉ノ葉ハ美庄ノノ仲ルハノリ)</p> <p>島ノ合ハ快ニシテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>事ハ此ノハノニ以テ此ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p> <p>是後 是ノ人ハ此ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p>	<p>上</p> <p>人ノ終退記明ノ旨ニ決シテモノノ初ノ合同ノ旨ニ決</p>
--	---	--	---

日本標準規格 B5 (十行行跡)

内閣

裏面白紙

又、出資上 高一

150

8番

明治 188

右記 渡船物多分の性 船の事を 承継した、在オランダに 承継多分の性、
取限、船方執行 状迄 多分の性 承継された、理由は 承継多分の性

ハコト

船は、ハコト小株料が 船方へた。

船は、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、ハコト小株料が 船方へた、

内 閣

裏面白紙

124

上四
 此子之笑と泣様
 昔の如く
 寂寥
 之
 あり

内閣

裏面白紙

日本領事館事務書(十四行紙)

14

3.

本村木造雄

64

香

洞号

一人持札令名退紙組 籍田五人

一四、三〇四

又、黒鷲守

一五、四〇四 一四、五〇六 支分

2. 野村吉野守

一八、下千、三〇〇

上千、五〇〇

4. 野村建没守

御願は、一、千、支分、二、千、百、

5.

御願

御願

御願

御願

御願

出分を御願、つた、御願、御願、

内

問

裏面白紙

陽起

野村陽起の生誕地は、野村時國の屋敷に在り、其の地は、
野村時國の屋敷に在り、其の地は、
野村時國の屋敷に在り、其の地は、
野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

野村時國の屋敷に在り、其の地は、

裏面白紙

移 戸の東印舎は惣代個人書也

陽明 野村仁蔵子孫のシタは 吉和久は法也

新田 一喜三は日蓮度々出の千原大右衛門子孫也

鹿川 新田新喜三の子孫也 鹿川新喜三の子孫也

加島 東印舎と建物の証は同姓心なく 建設は後也

新田 三秋斎任所ノ筆の悉決 隈由也

上田 代任 悉決 悉決

川崎 全島ノ致也 一喜三 千原同姓

平山 大佐子也 千原同姓

上田 新田 新喜三

内

裏面白紙

4. 遊水全集 20 卷

上段 全集ノ叙 不承知の事

川段 録述の源 川の終り

下段 中島ノミミリノ事 別産地を以てして遊水全集に記す

利安地事ノ事 利安地ノ事

豊臣 遷居の事 中島ノ事 平家盛衰ノ事

田原 寺ノ事 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

如馬 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

田原 田原ノ事 田原ノ事 田原ノ事

内閣

日本製紙株式(株) 印刷

裏面白紙

日始より木部等に妙回しその條をさしこむるに
大木時同その人知悉合并破じ一筆が個人千信をみるか一筆書はなす
べく抄うさうにしといふの如く其のまを考ふも其の如く
時程 他り之の程例なるし

月令部も世間より其の條得の申く人を邊にわきわすへた
月令部も世間より其の條得の申く人を邊にわきわすへた

日條 支那の如くは中島にて千條なる
中島氏と共に日非を交下に記すに心へき人の如く

新島 中島より改令儀員に任じり人の如く改令にて改令の如く
考ふ事其の如く改令の如く改令の如く

日條 支那の如くは中島にて千條なる
中島氏と共に日非を交下に記すに心へき人の如く

改令 改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に
改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に改令の外に

内閣

裏面白紙

11

改
 明
 上田
 次
 田
 入
 中
 心
 有
 力
 者
 多
 矣
 其
 中
 有
 田
 本
 建
 國
 一
 心
 也

内
閣

日本領事規程書(十四行寫)

裏面
白紙

大正忠藏 巻 6番 調書 12/

平石 興利の由りありて、後夜田切の記田代は終かへたが
他りか合致をも五志斎の由り、形も由りて、意い

川塔 山本後水切りて、心入てし
日記の由り

白鳥 後水切りて、由りありて、心入てし
山本後水切りて、心入てし

平石 日後の他信は、調書初巻に、由りありて、心入てし
か合致の由りありて、心入てし

川塔 山本後水切りて、心入てし
日記の由り

平石 日後の他信は、調書初巻に、由りありて、心入てし
か合致の由りありて、心入てし

内 閣

裏面白紙

22
13

日... 氣... 形... 大... 在... 行...
 手... 美... 比... 二... 種... 有...
 川... 比... 野... 他... 出... 口... の... 心... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 大... 三... 乃... 帶... 今... 比... 大... した... て... は... 有... け... へ... と... 也... う...
 川... 昔... 道... 一... 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 日... 此... 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...
 叙... の... 聖... 王... 臣... 日... 國... 皇... 氏... 同... 孫... 氏... 有...

日本書紀編者 B5 (十國行部)

内
閣

裏面白紙

23
14

敬書	出也道水一筆書法にしてみらつたの切も
日帳	多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
手紙	多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
日記	二人も多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
贈物	この人から送られたもの
日記	二人も多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
手紙	多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
日記	二人も多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
手紙	多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
日記	二人も多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの
手紙	多珍印をいしと日帳を出せしれもかへたもの

敬書
出也道水一筆書法にしてみらつたの切も

内閣

裏面白紙

河内	形目別とし、実務の如く是等ノ例も、此ハ又ハ在
長白	深達哉、以テ其ノ如クハ、あハ在、命ヲ達ス、又ハバ又ハ在
平山	受取、其ノ全調、其ノ他、其ノ如クハ
日備	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、命ヲ達ス、又ハバ又ハ在
如山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
新山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
西山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
三山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
日備	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
平山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
日備	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
平山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
日備	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ
平山	其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ、其ノ如クハ

内閣

裏面白紙

日本歴史資料センター

267

慶長

二ツ

平家

平家

多量の...
 田...
 ...
 ...
 ...

内閣

日本国憲法第116条(内閣行状)

裏面白紙

27

押丹十廿四

廿三回

再會重差戻議子録(三)

明和二十三年七月十日

大島、吉屋、島、吉、陰、久、名

内閣

日本書紀卷第百〇(十段行録)

裏面白紙

邦書原簿

八前田惟智 七 12

上は農園部長

因部系等が去つた 邦書原簿に記す

◎新田守

新田守は農園部長に就任した

本人の上席に農園部長

二 山石上高

新田守

本人はより一地方系部長に就任した

山石上高の専任部長に就任した

◎新田守

本人の専任部長に就任した。農園部長の専任部長に就任した。農園部長の専任部長に就任した。

三 青木重雄

本人はより一地方系部長に就任した

野村金太郎

本人はより一地方系部長に就任した

◎新田守

本人はより一地方系部長に就任した

裏面白紙

大沢忠藏

六九

井原清 此書を讀みし 見解の相違を云ふ

山田 不承の物令を 念同法を云ふ

鴨林 鴨林の遺稿 此書が 諸國の利益代表を論じてあるが 之を有識者批評す

鴨林の遺稿 鴨林の遺稿が 氣の毒であるともいふのであつた

田舎は 小冊であるが 見解が 著者として 著者の公であるといふ

留學者への 留學者の心算を論じて 留學の改良に及んでいふこと

住友の他の大物に 心を配るべき 旅令上と云ふ 考案あり

七十年 此書は 著者の遺稿

鴨林 鴨林の遺稿を 讀むの外はない 此書は 著者の遺稿であること 著者が 念同法

山田 大澤の遺稿に 大澤の遺稿を 讀むの外はない 著者が 念同法

と云ふこと

鴨林 此書は 著者の遺稿であること 著者が 念同法

此書は 著者の遺稿であること 著者が 念同法

内閣

裏面白紙

晴日 日衆小会叙ナリトト云々入り退かむとの心大快久叙候
 冬秋の交候を調へて(冬候に候るに候こと)も一返不更
 山田 日衆集ふり候を(冬候に候るに候こと)も一返不更
 平假を(冬候に候るに候こと)も一返不更
 尚 候の候候が(冬候に候るに候こと)も一返不更
 福田 日衆集ふり候を(冬候に候るに候こと)も一返不更
 山田 日衆集ふり候を(冬候に候るに候こと)も一返不更
 大衆 日衆集ふり候を(冬候に候るに候こと)も一返不更
 移 日衆集ふり候を(冬候に候るに候こと)も一返不更
 かつたてみられ候(冬候に候るに候こと)も一返不更
 中 日衆集ふり候を(冬候に候るに候こと)も一返不更

内閣

裏面白紙

9.

山田	その家世は出島にあり、一船商として、牙歴節を以てする
長谷川	その家は、
平島	一、 二、 三、
大賀	初めから、 二、 三、
平島	他の、 二、 三、
平島	其の、 二、 三、
平島	今、 二、 三、

内閣

裏面白紙

日本書紀 卷第 36 (141行)

福良

中島縣同の本所は太田郡に有力者加領ありて云々

此公備に下後ハ公ハ出世的人を遣人ハ人の心
より判断する

杉

杉の種は神皇正統記に云ふ如く天降りて
在りて云々

山

これハ山形縣に在りて神代に記され
たり

野

野ハ此所ハ人ハ云々
記されたり

杉

乙ノ内ハ
云々

高

手取山といふ
山名あり

山

杉ノ山ノ人ハ
神代に記され
たり

内閣

裏面白紙

日本書紀卷第15(十國行)記

山口 福井氏は 東海衣條に 漢字又は其世の人々 中島又も 密切な手傳
加ふる

手印 福井氏が中島の 鹿田并後をいへり 中島の 中島又も 密切な手傳
加ふる

鳴鶴 鹿田の一二は 鹿田にありあり、
この邊の 鹿田にありあり、
金出考見

山口 鹿田の一二は 鹿田にありあり、
この邊の 鹿田にありあり、
金出考見

鳴鶴 鹿田の一二は 鹿田にありあり、
この邊の 鹿田にありあり、
金出考見

山口 鹿田の一二は 鹿田にありあり、
この邊の 鹿田にありあり、
金出考見

鳴鶴 鹿田の一二は 鹿田にありあり、
この邊の 鹿田にありあり、
金出考見

山口 鹿田の一二は 鹿田にありあり、
この邊の 鹿田にありあり、
金出考見

内閣

裏面白紙

日本國憲法第百一十條

6. 伊勢幸雄

二三 18

伊勢幸雄の撰述は、流石の如く、日蓮の教を論ずるに、其人も金持の如く、

右の如く、伊勢幸雄の撰述は、流石の如く、日蓮の教を論ずるに、其人も金持の如く、

伊勢幸雄の撰述は、流石の如く、日蓮の教を論ずるに、其人も金持の如く、

伊勢幸雄の撰述は、流石の如く、日蓮の教を論ずるに、其人も金持の如く、

伊勢幸雄の撰述は、流石の如く、日蓮の教を論ずるに、其人も金持の如く、

伊勢幸雄の撰述は、流石の如く、日蓮の教を論ずるに、其人も金持の如く、

内閣

裏面白紙

山口 中法院あり (一)の(二)は... (三)は... (四)は...
なり

久井本定 祇一 21

登田 新子... 新...
新...
新...
新...

杉 派... 派...
派...
派...

山内 他... 他...
他...
他...

平島 親父... 親父...
親父...
親父...

山口 親父... 親父...
親父...
親父...

裏面白紙

日本書紀卷五(十四行部)

昭和二十三年七月十九日

才田

差戻差込議事録

(才田)

午会 差戻差込の会
主任 合同委員会

内閣

日本標準規格 B5 (1937)

裏面白紙

才五才此用(七月才多)大馬車を降く事多八名

(三) 義彦家(中(草紙))

1. 2/2 井本定 祐

喜島氏(通稱)

喜島氏の墓に在る中、墓石、ギルンに重儀在る

喜島氏はギルンに在る

陽明 喜島氏と南淡

合人は喜島氏に在り、後田が又つていたと稱して在る、此れ一ニ、井

井本定、喜島氏、三池に在り、三池の村が氏か知つては

合人(喜島氏)が、喜島の地所の多岐を知り、

喜島氏(喜島)が、喜島の地所の多岐を知り、

三池の村に在り、後田が又つていたと稱して在る、

三池の村に在り、後田が又つていたと稱して在る、

喜島氏の墓に在る中、墓石、ギルンに重儀在る

喜島氏はギルンに在る

喜島氏の墓に在る中、墓石、ギルンに重儀在る

内閣

日本領事館(十行録)

裏面白紙

<p>明神 廿九日 申午 井原のボロトに 於て 龍文との御入給申候事 具申候事 候座</p>	<p>大よきに志はばこそ、念れ御座り 候事 候座</p>	<p>此後 御座り候事 候座 候事 候座</p>	<p>此後 御座り候事 候座 候事 候座</p>	<p>此後 御座り候事 候座 候事 候座</p>	<p>此後 御座り候事 候座 候事 候座</p>
--	---	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

日本国憲法第14条(十四行録)

内閣

裏面白紙

多田の日記

多田	了却してこの多田の日記にして如う、一巻の傍に申渡す所の両書か
少田	多田の形骸口を食ふ事、傍に記す所か(在る)と云う、 傍に記す所か(在る)と云う、 傍に記す所か(在る)と云う、
高田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、
多田	此の能くおぼしめす所か、
少田	此の能くおぼしめす所か、
平田	此の能くおぼしめす所か、

- 1 三冊の利孝次郎として書き記す所か(在る)と云う
- 2 三冊の利孝次郎として書き記す所か(在る)と云う
- 3 利孝次郎として書き記す所か(在る)と云う
- 4 利孝次郎として書き記す所か(在る)と云う

内閣

裏面白紙

日本經濟史資料(下巻行状)

<p>後醍醐天皇 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>	<p>御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗 御成吉思汗</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

内閣

裏面白紙

9

子念社へと後か入つても 懐かしの形をにらみとを 程部を 申急しし中や足程部を 和藹宛した。	今の子程部 程部と終結した 活部はもう有りか。	大急部 活部か活部を 人に代るを 活部の中へ 程部の中へ の程部は 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ	活部 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ 活部の中へ
---	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

内閣

裏面白紙

丙午十一月十九日

(一) 生序者

大島勇貞を降く多て八名 多てある者及び

(二) 差戻書費(合同)

上野勇貞良

若上高(一) 別四惟知(一) 青木定雄

井本定雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄

人伊豆幸雄

井本定雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄

伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄

又井本定雄

伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄

伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄

以上 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄 伊豆幸雄

在丙午十一月十九日

全一書

内閣

裏面白紙

山田 伊豆 幸雄 (一)

（一）此の如く、今や我々の如く、同一人が九月二日、此の如く、
を連ね、この花に、人々の心は、
因幡者 戦後、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、

伊豆 幸雄

井本 定祐

三井鉱山の正武に退任した後、顔氏との個人的縁故関係より、
就任し、花に、此の如く、此の如く、
会社の運命には関係し、存続の事、
伊豆 幸雄

井本 定祐 井本 定祐 井本 定祐

此の如く、此の如く、此の如く、
お同 社 長 井本 定祐 井本 定祐

の利益代表者として、此の如く、
此の如く、此の如く、
本人は、此の如く、

裏面白紙

5
28
11
樋口
安貞

上田
未だ為事自念では内意の意見の事へんかの事多し

川路
おなつていなりを各書院を頼りたり

平松
多し画してあり 漢詩のよこしや

野村
そこのくか 概多舒の状にさうさく物にふかし

野村
の地所の情状

2
後多の情状

3
お人の見下札

9
三と見の多し

福也
習法して後すた

川崎
金給のに後すた

見下

大森
三と見の事公情を水ににて

内閣

日本製紙規格 B5 (十行目)

裏面白紙

津ノ藩には中津藩は重山と申す所ありしかば、
瀬田よりして一軍の要所拒す

堀田綱元は相持有力あり

堀田 二人が書簡に在りて、向うは明白なる

大木 斎藤氏に在りて、

堀田、其人の二人を

堀田 此の藩政は常務出立あり、
堀田、西東人二人に在りて、

山室は師範の二人が書簡に在りて、

大木 堀田が書簡に在りて、
堀田、大木と在りて、

堀田 A 堀田は在りて、
堀田、三葉の大ききと在りて、

八尾州、建物の

若狭一旗は、不承不承に着目し、
堀田、在りて、

不承不承の在りて、
堀田、在りて、

石陽心は、在りて、
堀田、在りて、

堀田、在りて、

内閣

裏面白紙

日本書紀規格 B6 (十四行読)

<p>暁抄、 公家通回の場合、 自令の制を以て保る、 故に下を以てする</p>	<p>第令の救済規程は、 公家通回の場合、 自令の制を以て保る、 故に下を以てする</p>	<p>大木、 海の大木が、 海を以てする、 海の大木が、 海を以てする、</p>	<p>少田、 公家の規程は、 公家の規程は、 公家の規程は、</p>	<p>新田、 公家の規程は、 公家の規程は、 公家の規程は、</p>	<p>平田、 公家の規程は、 公家の規程は、 公家の規程は、</p>
--	--	--	---	---	---

日本国憲法第116条(1)施行法

内閣

裏面白紙

犬木	A 及び B 東條氏より抄取通へり
三井	三井鉱山の人も人々もして
鳴	形或る事ありしは其の中心を以てして其の形を以てして
平	大木氏の云う所を以てして其の形を以てして
鳴	鳴の形を以てして其の形を以てして
川	川は其の形を以てして其の形を以てして
田	田は其の形を以てして其の形を以てして
山	山は其の形を以てして其の形を以てして

内 閣

裏面白紙

鳴鶴	山崎氏、爲替を以て替りて入 替りの 代りて言ふを以て入るもの
	この人七ノ修の保 故しを人の 能言はるは人ハ一オレは 故と因
	いふ替りて、又も二ノ替りて入 強しにんれと名うるとも 不利也
	あり
大木	多量取心 二州に今よる二つより入る事、一
山崎	後殿の 親傳は
大木	多量 山崎氏 千井久が本 故りて、まづその下の子守の 故と
	此方にて 言ふ事の 故りを 今更しにんれと名うるとも 不利也
	又も二ノ替りて入 強しにんれと名うるとも 不利也
山崎	山崎氏の 言う事 巨が 廻つた 事 是は 故と名う
大木	多量 山崎氏 千井久が本 故りて、まづその下の子守の 故と
山崎	今更しにんれと名うるとも 不利也
	細人の 言ふ事

内
閣

裏面白紙

初四

その存在は、此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

他方から見るに、

陽世

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

山田

此の世に於て、
ある、
他方から見るに、
たゞと云ふが、
此の世に於て、
ある、
他方から見るに、

内閣

裏面白紙

4/24 10 公儀成 下五 三

西山 亦七条の事 此等事 御持合

理由五三三 此等事 御持合

一 公儀成 七条の事 御持合

日御新 七条の事 御持合

鳴折 又七条の事 御持合

卯山 亦七条の事 御持合

日御新 亦七条の事 御持合

鳴折 亦七条の事 御持合

卯山 亦七条の事 御持合

日御新 亦七条の事 御持合

鳴折 亦七条の事 御持合

卯山 亦七条の事 御持合

日御新 亦七条の事 御持合

鳴折 亦七条の事 御持合

内 閣

裏面白紙

紙下

大木 漢書の三四五の指文者

川原 七巻の内書は平の事、四下は漢の道と人、然るに新文に

漢書新

一、三、四、五の成りかた、二も新文、四、五、六、七は、殊に、ハ、リ、の

事、法、の、な、り、殊、に、ハ、リ、の、事、の、成、り、か、た、ハ、高、く、考、へ、た、事、也。

少思、他、は、殊、に、ハ、リ、の、事、也、二、三、四、五、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、ハ、リ、の、事、也。

川原、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

と云う

曰、此、事、ハ、長、期、に、行、は、れ、別、に、差、を、な、し、て、考、へ、た、事、也。

時、此、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

日、此、事、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

此、事、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

此、事、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

此、事、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

此、事、ハ、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也、殊、に、ハ、リ、の、事、也。

裏面白紙

新山	新式に在り野村令考の周意はたかへたを添加せしむ
上四	小身負合の決元は
川添	七条見解は小身負合にもまじりてなかりし思ふ
鳴社	あつて三回 ^今 論 _議 子子外家かまると云う
田嶋子	根本の建築が判明はスハリスにありしと云う
大木	二重の重ハ 45でヒ入し流すハは大煉ヒ入すは流すハカ
一	ちりか
意	材料が別にせしむるは合意は
大木	見解の相違 ^今 論 _議 は
平	表座しの希証ハ 心入と云ふは二重のうりてなかり
新山	法外か之形はきこえのべし
新山	自筆ハ入の由り全印ハ入すも 衣ハが子法ははる

内閣

裏面白紙

11.4 国史館蔵 B6 (F 興行録)

昭和二十三年七月二十七日

第五回

差支審査議事録 (一五)

午後 審査委員会
午後 合同委員会

内閣

日本記録館 B6 (十四行録)

裏面白紙

中五十八回（七月二十六日）

出立書 大鳥 妻身を贈りて出立申す
此書 長巻 贈りて（長巻 宗子の後継書 一）

自筆 宗子 宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）
ゆゑ 宗子の宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）

名 宗子 宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）

宗子 宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）

乙 宗子

宗子 宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）

宗子 宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）

宗子 宗子に授け（長巻 宗子の後継書 一）

内 閣

裏面白紙

日本国書院蔵 135(十行目)

世尊の御説の如く入聲の如くは多知しと云ふ。

D 方 位

此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。此の如くは、
の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。

E 形

此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。此の如くは、
此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。

F 諸 因

此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。此の如くは、
此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。

G 諸 行

此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。此の如くは、
此の如く念ふに縁なきは、縁なき法が出来たと云ふ。

内

開

日本国政府外務省(十四行録)

裏面白紙

美彦 養子 (一冊 晴)

1

28 頁

11 節 口 実

昭和 山室 親長 の 遺志 に 従 っ て 記 述

高 量 親 長 は 二 年 七 通 院 山 室 親 長 記 述 同 時 に

あ り たい

全 家 全 家 同 志 の 終 止 山 室 親 長 の 記 述 に 従 っ て

何 だ ら

全 家 同 志 の 記 述 に 従 っ て 記 述 一 次 二 次 三 次 他 に 記 述

後 一人、この二人が下記を代筆

後 二人が下記を代筆に述べ

全 家 同 志 の 記 述 に 従 っ て 記 述 一 次 二 次 三 次 他 に 記 述

七 打 全 家 同 志 の 記 述 に 従 っ て 記 述 一 次 二 次 三 次 他 に 記 述

加 倍 代 一 果 二 法 務 した

代 筆 加 倍 代 一 果 二 法 務 した

内 閣

裏面白紙

日本国憲法第111条(内閣)

陽

就任の情状は後へする

辭職の事、惟、可少に及らば、經年との理由として入したるは、
後、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。

後、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。後、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。

山田 今、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。後、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。

上田 今、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。後、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。

四野 今、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。後、その旨に申す事、惟、他の利害代表として辭職の事、
は、ある。

内閣

裏面白紙

10

平家 平家 谷岡 傍流し 平家は 國難に 同聲を 承

山也 若し 弊流し 有り 然る 之を 延出し 之は

平家 古うし 延出 して 平家が 延出 して 延出 して 延出 して

山也 この 同聲は 平家 谷岡 傍流し 平家は 國難に 同聲を 承

山也 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して

上白 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して

延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して

延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して 延出 して

内 閣

裏面白紙

紙の字の

此の山 又の紙 何れも

紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

紙の字の 紙の字の 紙の字の

内閣

日本国憲法第 116 条 (内閣行政)

裏面白紙

76 19

川条 別仁 かつし ちん 著ん 建 亦 七 谷 ちり せ 任 ちん ちん 是 此 又 水

と 高 ちり ちん ちん 著ん 著ん 著ん 著ん

上 田 七 八 著ん 著ん 著ん 著ん

西 宮 著ん 著ん 著ん 著ん

西 宮 著ん 著ん 著ん 著ん

不 承 法 一 一 三

事 記

理 由 又 次 力 通 ちり

内 閣

日本国憲法第36条(内閣行状)

裏面白紙

18

2

28

11

種

口

美

上野 証據も全無 出たおのり意 是は

川崎 新の石 出たおのり意 是は

高尾 山登 証書の陳述 書 創設 就其 毎戸 陸地

惣持 新田(新田海上世) 陳述 書 今 此 一ツ

ウレ 新田(新田海上世) 陳述 書 今 此 一ツ

三葉地 新田(新田海上世) 陳述 書 今 此 一ツ

陸地 地所の 今 証書 一人 一人 一人 一人 一人 一人

一人 地所の 証書 一人 一人 一人 一人 一人 一人

東 証書 証書 証書 証書 証書 証書

三 証書の 証書 証書 証書 証書 証書

三 証書の 証書 証書 証書 証書 証書

三 証書の 証書 証書 証書 証書 証書

三 証書の 証書 証書 証書 証書 証書

三 証書の 証書 証書 証書 証書 証書

内閣

日本書紀卷第10(十四行)

裏面白紙

79 19

合議の諸論、平素は長所を有し、世評も高く、
 大、本家の意、即ち此意、二人が、
 全、龍口の岩、
 代表、
 二人は、
 山、
 様、
 人、
 後、
 新、
 後、

内 閣

裏面白紙

日本国憲法 B6 (十四行録)

21

意欲が私意より人知りなき事ありて情は蒙り
 枝ゆゑ心か感ありて平を名用ひて蒙りか
 ありすとババを先非とし意へ
 蒙りて海禁しはは枝ゆゑにさう、
 心も喰へるは福あり
 善名産し能由は
 八重を名産ありて、
 か人へのは自らに同意し又、
 田嶋者 中川生なりて、
 時 多き三多の老成が
 山を衣は翠雲を心得
 日 各約すは、
 念 念の惟在り上、
 とあう、
 友内 友内 友内

裏面白紙

<p>三才の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>内藤 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>	<p>山田 山田の訓考 及有るもの七候、是れ在るもの</p>
-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

内 閣

裏面白紙

七金十板むはし、本家ノ新法を考へ、報明、日本家ノ勢
 したてせう
 四好 新の印多、くは、子印の得、くは、新の印多、くは、
 大和 主と、主と、主と、主と、主と、主と、主と、主と、
 年々 主と、主と、主と、主と、主と、主と、主と、主と、
 晴江 新、然、くは、くは、くは、くは、くは、くは、くは、
 川谷 新、然、くは、くは、くは、くは、くは、くは、くは、
 大木 晴、然、くは、くは、くは、くは、くは、くは、くは、
 田崎 山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、
 川谷 山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、
 高橋 山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、山、

内閣

裏面白紙

日本銀行 116 (十圓行紙)

四條	まゝ(1)の格納と違へる
大木	まゝ(1)の格納と違へる
和紙	判断の同題の多
山田	材料も論も出た(1)の格納と違へる
大木	おはえう(1)の格納と違へる
上田	此所の性格、紙質も出た(1)の格納と違へる
三ノ木	三ノ木
雪見	十回(1)の格納と違へる
新法	新法
上田	新法
新法	新法
新法	新法

検定用紙は格納(1)の格納と違へる

内閣

裏面白紙

日本国憲法第116条(1)項

樋口 実 彰 風 俣 由

本人の概任中は

本人の在米期間 三友地所は 不働産の貸付事業を主とし
三友地所が 金一 等の種別は 三友及 桑月 俣 会 社 に 比 し

(産産)

他の

低級に在りたること 並に 本人は 社を 山空堂 文 に 多 個人
的 に 年功を 認められ 概 多 選 任 され 常務 取締役 あり
た 一 切 の 事務 山空 社 長 不 結 算 下 に あり 本人は
業に 法的 取締役 として 子 弟 部 門 を 担当 し たり した
混 雑 な り して 不 明 瞭 した。

本人の在米期間 三友地所は 不働産の貸付事業を主とし

内 閣

裏面白紙

日本製紙株式会社(十周年)

昭和二十三年八月九日

才方回

差戻案分付ノ議ヲ録(才方)

衆議院議事録

内閣

日本標準規格 B5 (十行罫)

裏面白紙

九月九日 奉地
 定足不足假決之
 八、 一、 西番 永松利能
 八月四日附 奉地出法に因りて道加資料 創流
 備前此奉役更念に
 任中一初り奉地より改定に及
 杉
 能取又以松本奉地三二人の人の元へおきはりい
 者後正當に出法にありてそのありは人自覺力に終るよしん取
 任、日産野間包はなりと出さ 〇奉一を投けたが 今も
 在の奉へは高きといふ
 一、 伊吹父の非なりを 託にたしんば多かりた
 山及 伊吹父の非なりを 託にたしんば多かりた
 一、 神代社に神代社に伴ひてなりぬ 伊吹父の非なりを 託にたしんば多かりた
 三、 全社様同七家産む千歳が奉りて 奉りの名 奉りておれりた

内閣

裏面白紙

杉 永松氏の存心氏も一々つたかどうが

山の 成は後城父が隆昌に永松を贈ったか、冬の日かキーヤ
ある。

杉 且隆の地勢に全を 永松も引つたか、日産大穴のケの

杉 隆化(全銀)のちめに永松を引つたか、杉
永松が遊べたか、隆化父が推せんしたものであろう。

杉 隆城父の推せんを隆を調査す。

杉 新法

杉 元興銀徳祐隆城豊太郎氏との個人的関係による

杉 同人の伊吹社長に對して、推せんは、
した(同産野間)の隆城に、
した。

杉 同人の就任は隆城も、同人の社長も、
書方の隆城も、多分出して、た

内閣

裏面白紙

杉 一分五端のたてしめ、の性極方、その段草の生致に同じたてしめ
 此の黒いものがたてしめ、
 加 厚の川添の葉は、技術の所、七段程（川添）の葉を、二園
 秋草の葉を、たてしめ、使ひし、秋草の葉を、たてしめ、
 たいしめ、
 吉 現、代より、葉の性質が濃いと、は、は、は、
 山 生、生、生、
 生 生、生、生、
 自 生、生、生、
 金 生、生、生、
 新 生、生、生、
 江 生、生、生、
 判 生、生、生、

内 閣

裏面白紙

日本書紀卷之五(十四行)

4.

4⁶

22番

龜山

城

牧野者之職を以て板に記す

杉

杉材新はなすが新しく産する 越之の振合上

倣

二十一年一月二十日 湯元にて

④

新姓の美由多の植口美七の振合上 承然と違ふ

5. 37

21番

前川

注

倣

四書後合記 陸海軍の要領に於て 誤りなきに

本邦の各地方に於て 振合上にて 判別した。

本邦の各地方に於て 振合上にて 判別した。

本邦の各地方に於て 振合上にて 判別した。

本邦の各地方に於て 振合上にて 判別した。

内閣

裏面白紙

7.

6.

43

葛城忠雄

葛城忠雄

葛城忠雄

(1) 北洋郵船 延慶丸の係長にあり 濱松に在りて
 以上北洋郵船の初任に在り
 初めは資材部から北洋に入社
 假令

技術者心あり 平船員級に在り 北洋郵船に在りて函館
 日専任し 延慶丸に在り 船長に在り 又北洋郵船
 業員に在り 係長に在り 選任され 北洋郵船に在りて
 明

内閣

裏面白紙

日本郵政省 B o (十四行紙)

昭和二十三年八月十五日

不七回
差度書査議事録 (七)

畢 張 字 五

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B6 (十行行罫)

後日 他日又の場合決意の考、終りを事、今に事、

これに相違なきは、出来たりが、他の不承、

事、

先例が事、

突後の取、

今、

明村 今、

平初、

鳴林、

平田、

先、

後、

今、

今、

裏面白紙

4

川後氏に對し分夜冬ニ才の言を世に傳へて個人として冬ニ夜をイハル

川後氏に對し分夜冬ニ才の言を世に傳へて個人として冬ニ夜をイハル

少壯年を以て使途を以て歩イテ其の

心を世に傳へて其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

其の徳を以て世に傳へて其の徳を以て世に傳へて

内閣

裏面白紙

5、

久富勲復書

今公在野に在りては、親を令た出度いふが

在りては、山田、系、以て、証を、与へ

身在野に在りては、親を令た出度いふが、

飯田、以て、証を、与へ、

心付くは、是れ、又、本人の出度いふが、

厚紙 証書

20、4、今公在野に在りては、親を令た出度いふが、

山田、以て、証を、与へ、

飯田、以て、証を、与へ、

心付くは、是れ、又、本人の出度いふが、

飯田、以て、証を、与へ、

心付くは、是れ、又、本人の出度いふが、

飯田、以て、証を、与へ、

内 閣

裏面白紙

飯沼氏証言

飯沼の参考資料に依りて、本人を、
出資の事。

現不届は、大蔵省、高知、
の出欠は判らぬ。

昭和 昭和十三年、
昭和十三年、
昭和十三年、

昭和 昭和十三年、
昭和十三年、
昭和十三年、

昭和 昭和十三年、
昭和十三年、
昭和十三年、

昭和 昭和十三年、
昭和十三年、
昭和十三年、

内 閣

裏面白紙

101
八全名手...

<p>新設 五 社 多 新設 五 社 多 新設 五 社 多</p>	<p>新設 五 社 多 新設 五 社 多 新設 五 社 多</p>	<p>新設 五 社 多 新設 五 社 多 新設 五 社 多</p>	<p>新設 五 社 多 新設 五 社 多 新設 五 社 多</p>	<p>新設 五 社 多 新設 五 社 多 新設 五 社 多</p>
---	---	---	---	---

裏面白紙

9. 31 永松 利能
 徳城氏の推せんが情状につき 従明
 日産内外の人々より徳城氏の好意を以て推せんられた
 二、四の記帳係者部の中及今も各々の手帳に
 出ても多しといふ人し其意を以て推せんが情状につき
 併せてこれれを推せんし之を徳城氏も推せんが情状につき
 心付たり、
 今も 新記
 徳城氏は大印氏以下の個人組を以て同人の推せんは
 多しといふに依りてこれれが判断すべし。

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

昭和二十九年八月二十日

十八日

差込書香湯字録

(八)

(華北書香)

内

閣

日本標準規格 B5 (十行行紙)

裏面白紙

中六十一回(八月三日)
 一、去度名大島(島)を除く善員(名)多(名)なる事
 二、差戻(名)事(名)なり
 八、廿九日 川合 菊 年
 申渡(名)の(名)事(名)なり

教(名)師(名)の(名)事(名)なり
 大(名)洋(名)地(名)の(名)事(名)なり
 毛(名)の(名)勸(名)誘(名)に(名)よ(名)り(名)物(名)産(名)を(名)送(名)る(名)事(名)なり
 毛(名)の(名)勸(名)誘(名)に(名)よ(名)り(名)物(名)産(名)を(名)送(名)る(名)事(名)なり

内 閣

裏面白紙

3、46 約30 株 課ニ

署名

1. 差 東小倉屋の専多、その共同出資への吸収合併による

2. 既述の利益権譲渡の目的、取締役の選任した

3. 既述の利益、役員会が議決して出資した

4. 既述の利益、役員会が議決して出資した

5. 既述の利益、役員会が議決して出資した

6. 既述の利益、役員会が議決して出資した

7. 既述の利益、役員会が議決して出資した

8. 既述

差 東小倉屋が共同出資者の吸収合併を完了した。その利益代表として、役員会が議決して出資した。その利益代表として、役員会が議決して出資した。その利益代表として、役員会が議決して出資した。

内 閣

裏面白紙

7

5
 52
 18
 32
 穀
 集
 紙
 又

元大別在人造肥料系田中氏との個人の手簿に於て記述
 したる肥料の製造法あり(一)

肥料

被念済大田在人造肥料部中利本火表より記述し、至りて
 徳島津不場長として技術部にて考案され、其名は「関
 戸」しなかりたるが利明なる

内閣

裏面白紙

8

6/ 6/ 37 浦多一
 個人の...
 日本...
 船...
 部門...
 の...を執行した...

内閣

日本標準規格 JIS (十箇行罫)

裏面白紙

9

7. 64 40 今泉武夫

① 形

取巻段就任は社員用の選任に在りて

定款に在りては代表権がなすべし

業則が定款に在りては専断の事とするべし

あり

内閣

日本標準規格 B5(十行罫)

裏面白紙

10

8

58

16

36

中上川

鉄田

郎

奉後
 在りて創設は向來の株式の
 古回系に在り
 取締役への就任は 名取社長
 の推換により、常務に昇進
 後、も 取締役部長として
 の職務を執行した。退き

内

閣

日本標準規格 B5 (十行罫)

裏面白紙

11

9. 70/1026 如新改造 (留録)

高名 本件は向古より其部向子に傳へたる一筋の御事なり

ゆゑ 予が御事より傳へたる

時村 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

三平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

新中 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

一平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

二平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

三平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

四平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

五平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

六平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

七平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

八平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

九平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

十平 予が御事より傳へたるは其部向子の御事なり

何もしらざるなり

内閣

裏面白紙

昭和二十三年八月三十日

九九回

善美書道集録

(九)

(軍地書道)

不修漢

内

閣

月三十一日

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

廿六廿四(八月三十日)

一、出席者 上野、大島、杉、平、西、長、原、五名

二、差戻 菅野、山、(定書不足、不帰漢)

人、知、石、26、西村、終、送

松谷 菅野、山、二、四、件、中、五、七、件、長、現

中山 八、九、件 七、件

菅野 二、五、八、件

、知、以、各、一、白、件、中、八、件、長、現、し、在、何、れ、也

、多、何、れ、故、筆、法、之、日、也、現、し、二、ノ、存、二、菅、野、子、傳、中、川、社、長、直、裁

山、地、菅、野、子、傳、の、う、ち、長、現、在、の、は、何、れ、也、(二、五、八、件、中、一、件、不、帰、漢、)

二、一、四、件、の、う、ち、は、菅、野、子、傳、(金、社、の、社、長、山、川、社、長、)、加、い、く、つ、否、

つ、否、か

名、菅、野、子、傳、の、子、孫、分、担、制、と、二、ノ、リ、ト

山、地、菅、野、子、傳、の、子、孫、分、担、制、と、二、ノ、リ、ト、菅、野、子、傳、の、子、孫、分、担、制、と、二、ノ、リ、ト

内 閣

裏面白紙

4

山吹 西葉のハ久 寄書は、と寄、
 贈物。この中後には、と寄は、不
 西葉 西葉のハ久 寄書は、と寄、
 一、寄書は、と寄、
 二、寄書は、と寄、
 三、寄書は、と寄、
 四、寄書は、と寄、
 五、寄書は、と寄、
 六、寄書は、と寄、
 七、寄書は、と寄、
 八、寄書は、と寄、
 九、寄書は、と寄、
 十、寄書は、と寄、
 十一、寄書は、と寄、
 十二、寄書は、と寄、
 十三、寄書は、と寄、
 十四、寄書は、と寄、
 十五、寄書は、と寄、
 十六、寄書は、と寄、
 十七、寄書は、と寄、
 十八、寄書は、と寄、
 十九、寄書は、と寄、
 二十、寄書は、と寄、

内閣

裏面白紙

5.

2. 72. 10 74 浦野三郎

新多美

租の税金を度外にして、就後の命令、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

その後の経過のたよりを、その後の経過のたよりを、

内閣

裏面白紙

6.

産は、形或ゆたひ、如きは外証し、そのり、浦作か、黄ひ、
 晴日、その何、軒、網、金、銀、を、考へ、お、指、の、方、か、産、の、
 新、便、晴、許、を、丸、へ、ま、へ、こ、つ、日、を、考、却、大、出、身、
 晴、日、公、務、進、放、り、救、り、を、お、指、以、同、し、こ、日、
 晴、日、半、量、を、日、金、夏、へ、取、り、た、大、量、を、
 晴、日、山、代、金、夏、へ、取、り、た、大、量、を、
 晴、日、晴、日、の、種、を、陰、に、お、指、お、指、お、指、
 晴、日、産、は、心、の、切、り、切、り、の、心、の、切、り、切、り、
 晴、日、晴、日、の、種、を、陰、に、お、指、お、指、お、指、

晴日 網意の考なりし

内閣

日本標準規格 B6 (14行罫)

裏面白紙

8

4. 75 10 38 号 博	山田 豊川氏を仰ぐ人々又其の事を知る所 今秋例年豊川をへつて	繪料用ひても豊川のほかに其の事を知る所 彼の紋身は之をへつ	ソナレ、その地にも分指のを懸信の節にさすこゝに記載あり	悪意の測り切らず、友人として事と申すべし	是れは一紙測りて其の事を知る所 詳を披つて繪料かさすべし	新日 一紙	高陸 豊川氏に指指し 測りて其の事を知る所	増村 豊川氏より人をとりし信後尋ねしに 物にへき人の事として	七和の事たるに 豊川氏を仰ぐ人々
-----------------	--------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------------	------------------------------	-------	-----------------------	--------------------------------	------------------

内 閣

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏面白紙

9.

5. 27 10 9 古村誠一

高志司 念部 日 長 庚 仁 仁 O. H.

高住 御理 加 角 倉 新 通 し た 長 津

白 表 福 住 手 大 印 加 生 長 倉 意 保 者 の 外 本 部 下 の 古 村 の

生 産 考 へ 紙 考 へ 考 へ 在 り

内 閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

182

昭和二十三年九月六日

初十日

差戻書空録子録

十一日

早晩書空

内
閣

裏面白紙



日本標準規格 B6 (148x105)

又 27 10 38 菅川 博

吾人不利を以て申渡すに出した所、何れも又事日限を控致す所
今迄、吾人千倍書は、未事日限を控致す所

・ 妙言、汝等、吾人より、吾人、汝等、に、おせ、祝、名、の、決、裁、を
・ かつ、汝等、と、今、い、て、お、ま、る、よ、

・ 吾人、と、汝等、の、は、四、利、倍、の、吾人、より、お、い、

・ 吾人、と、汝等、の、は、四、利、倍、の、吾人、より、お、い、

・ 吾人、と、汝等、の、は、四、利、倍、の、吾人、より、お、い、

・ 吾人、と、汝等、の、は、四、利、倍、の、吾人、より、お、い、

・ 吾人、と、汝等、の、は、四、利、倍、の、吾人、より、お、い、

内 閣

裏面白紙

日本標準長楮B6(十四行紙)

3. 73 10 34 浦野三郎	端付 如左の如く	知 有請技師名 (金庫に記す)	旨 技師の如く記す	給 旭産以て	筆 合同書に記す	◎ 新法	本人の特許を明記せしむ	三 衣の技術の如く記す	金庫に記す	当 務員記の如く記す
------------------	----------	-----------------	-----------	--------	----------	------	-------------	-------------	-------	------------

内 閣

裏面白紙

昭和二十三年九月十三日

第十一回

差戻審査議事録

（第廿番査）

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

卯七十四回(九月十三日)

出席者 大島、手前、赤松、三浦、久松、七名

二善廣、善香

一、76、70、35 遠、常、常、久

山田 常言の事、作の役、今、全、然、出、席、し、今、か、つ、下、と、い、う、か、ら、

の、し、と、思、う

傳、善、に、の、書、を、新、長、と、し、て、入、れ、下、れ、た、の、に、お、か、い、

五更白 同、梅、の、通、が、大、き、い、

折 仰、し、不、任、か、信、が、一、部、に、送、り、な、い、紋、を、合、を、出、す、の、な、い、と、い、

ハ、ス、し、と、は

海、付 同、愈、々、多、す、

新、記 全

新、記

此、の、傳、善、に、の、書、を、新、長、と、し、て、入、れ、下、れ、た、の、に、お、か、い、

の、し、と、思、う、ハ、ス、し、と、は、仰、し、不、任、か、信、が、一、部、に、送、り、な、い、紋、を、合、を、出、す、の、な、い、と、い、

海、付、同、愈、々、多、す、新、記、全、此、の、傳、善、に、の、書、を、新、長、と、し、て、入、れ、下、れ、た、の、に、お、か、い、

裏面白紙

日本標準規格 B5(十四行算)

43

申請の筆は法を以て
 時折 多量の取扱がまゝかへたらしむ
 局長 既に退任し、一身新自名へ転じて、今迄の
 事務 高人が中令が非常時に支拂へり
 少頃 福徳氏に一紙送附し、おまひ
 杉 御返付には、生産者及び消費者の
 局長 是れ永社名が生産者及び消費者の
 此限生産者及び消費者の
 永社名が大改を出版し、實際支配に當りて人以外
 別に 生産者及び消費者の
 杉 三ツラインの大改といふ事
 局長 司令印の習は、大改の
 局長 大改の習は、大改の

内閣

裏面白紙

3. 70% 和村政造

○ 彰法

X 不彰法 商業に廻付す

○ 彰法 五 Xニ

彰法

技術

古河硝子工場の設立は古くは硝子製造の歴史に遡るが、昭和10年、古河硝子工業株式会社が設立された。この会社は、古河硝子工業株式会社の前身である。古河硝子工業株式会社の設立は、古河硝子工業株式会社の前身である。古河硝子工業株式会社の設立は、古河硝子工業株式会社の前身である。

部長又は平塚建設部長として技術部門に専念し、古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

古河硝子工業株式会社の設立に努めることとする。

内閣

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏面白紙

昭和二十三年九月二十日

庚午十二月

差度音查議子録

(一 二)

畢此一家主

内

附

日本標準規格B5(十行行算)

裏面白紙

卯七十五回（九月二十日）

出席者 大島、平本、多田、陰、長、七、名、多、子、而、名、又、ハ

一、簿、査、の、差、度、

一、88、No、ニ、七、井、上、逸、郎

中、野、安、也

多、才、子、ト、記、の、後、に、長、島、の、為、多、田、に、選、任、せ、れ、本、社、財、子、部、
長、の、責、任、を、負、合、し、後、長、島、之、一、の、暢、言、は、全、社、一、氣、以、し、自、己、の、
山、地、を、其、後、の、為、に、使、ひ、
行、短、期、の、為、に、選、任、せ、れ、
等、

事、務、一、部、子、二、種、物

◎ 三井本、社、財、子、部、長、の、任、務、の、為、に、本、社、の、選、任、に、選、任、せ、れ、
た、が、名、目、的、の、為、に、財、子、部、長、の、責、任、を、負、合、し、後、長、島、之、一、の、
権、限、を、行、使、せ、れ、
と、し、て、財、子、部、の、選、任、理、
と、し、て、財、子、部、の、選、任、理、

内、閣

裏面白紙

又

10

46

井上勝

登又

九元 林北は 九元液化日

山田

新着長相心

松原

日米タールは 三〇〇五日 一八八一年 三度化

杉

役も店片は出エリ

嶋村

前身の日本化

山

者も多

新記

長相

山

長相

山

長相

①

在任長相

いあり日本タール

され、終始

軍管

裏面白紙

1484
4

何れにもと成る

同族の皆が常かたしをいつたのりうる。

一審の時の投票は、

中村の協恒氏等に

両者共最高責任者でございと主務してある程だ

中村氏の場合は、七番係用で来たのである

山で 志は、

新選 彰法 五 不事 必 二

新選

古参戦として年功にも入級するに由選任、山、常務理事長

生座喜の証言に依りても、上席に古田会を以て最高責任者と

して一助の言葉を以て、他人は常務理事の決定権を有

し、かつたもので、恐らくは

内 閣

日本標準規格 B5 (14行罫)

裏面白紙

勝 判決之筋が通つておなひ、書面して貰ふべきだ

杉 妻直美子に話合へては

増健 出立金同、書面して貰ふべきだ、妻直美子に話合へては

増健 法をかりしに勝が通つておなひ

山田 勝の疑はは勝の三へおなひ

人勝此の頃は中川個人で書きておなひ、勝の妹、勝は

又、中川のリススタントとして名取の勝、勝は

中川は同族の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

3、勝が勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

と、勝が勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

ように、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

勝、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

勝、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

勝、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

勝、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

勝、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

勝、勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝、勝は勝の勝

裏面白紙

内 閣

昭和二十三年九月二十七日

第十回
差戻書査議子録 (十三)

昭和二十三年九月二十七日

内閣

裏面白紙

日本国憲法第 65 条 (内閣)

又 96号 近景 録次

鳴石 東洋銀行は、他社の利息代表として、既述し三井の利息代表として、は、まゝの形勢

手記 10月が通つてゐる。

新徳 愛知化学に於ては (同社長死去に伴つて)

① 三井銀行の代表者、推挙された取締役の意、従つて、同会長の補佐として報告し、社長に後継も認め

西園、西園の三井銀行会派制により、社長は選挙で

実際に社長として執事したりは、二月に選ばれるか(た)

なお東洋銀行は、愛知化学の利息代表として、各目

的に選挙権に承認したるが、おなじものと認め

らぬ。

内 閣

裏面白紙

3. 102 北山 五男

山内 此の文は交結するに
大島 此の文は交結するに

山内 此の文は交結するに

比し 念社を結して

修得 友室を結して

中人は中社に

ゆかり

大島 此の文は交結するに

清保 此の文は交結するに

の初

(留書)

内 閣

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏面白紙

昭和二十三年十月四日

第十四回

差度番査録(四)

単独番査

内閣

日本標準規格 B6 (十行行笺)

裏面白紙

卯七十七回(十月四日)

出席者 大島委員之除く委員八名、事務局長及び委員

六 差戻 委員 査

1. 99 10 42 大村 正 篤

大島、一次申請の認可を以て、詳細なる(元)の認可を以て、

製鉄技術の普及を以て、華僑常務委員の委託を以て、製鉄

部を以てして終結した。

報告 大島 委員の報告

山崎 氏に就いて

高松 氏が眼一考九考の多きを以て、一次申請を以て、

④ 承認 滋野造船株式會社 鶴見製鉄造船の申請は、由序段又は常務委員の承認を以て、日本鋼管

に吸収合併の申請は、併合の順序段とならざる限り、本人の製鉄技術

を以て、申請の認可を以て、滋野造船の差入は、認められず、終結

を以て、申請の認可を以て、滋野造船の差入は、認められず、終結

鶴見製鉄株式會社との合併申請の認可を以て、滋野造船の差入は、認められず、終結

と内刊の(在)閣

日本製鉄株式會社 第 100 号 (十頁行紙)

裏面白紙

4

<p>3、105 成部一節</p>	<p>浦野がバスの改定上、自らかべした</p>	<p>浦野氏が止むを得ず</p>	<p>この合流は浦野氏の発端で、部員である</p>	<p>浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>	<p>浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した</p>
-------------------	-------------------------	------------------	---------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

浦野氏が浦野氏の意見が重要であり、立場をめぐって議論した

内閣

裏面白紙

朝日新聞

山内 朝日新聞へは、諸般又て日行に在りて、

参決 新聞 四 不参決 四

委員 参決

参決

然又否 而論ありて、か参決の結果、参決すべしと、及(た)。

本館代りては、参決委員の四等選に在りて、世に延び、中川末 本人は、参決外連係を、担当したに違わず、朝日新聞全層、中川末 其會長の聘載下にあり、その責任を、中川末 閣下電化の、中川末 リ又目的及び、中川末 たりと、中川末

内閣

日本新聞紙館刊(十段行)

裏面白紙

4、108、63、
山田 初 次 節

常盤 一橋公家、大隈文彦、老中、退任、在、私、邸、衰、亡、な、る、ま、り、の、
い、ま、う、ま、り、ト、な、方、の、候、者、い、

此、
この人、味、も、知、へ、ま、い、る、

山田 銘、り、か、多、い、

其、
後の三、就、は、つ、け、ま、り、不、申、事、候、者、ま、り、

山田 小野、大、東、へ、は、太、子、仲、の、者、に、死、上、退、任、入、部、を、

山田 三、者、と、も、合、け、ら、う、が、う、う、

山田 節、の、文、彦、を、い、ま、う、ま、ん、の、事、か、

山田 文、彦、に、此、三、性、を、出、へ、ま、り、奉、祝、の、文、能、を、三、つ、子、が、授、け、

山田 此、列、の、事、を、
山田 文、彦、長、子、に、傳、へ、候、に、此、敵、不、子、人、の、事、

山田 此、長、子、に、傳、へ、候、に、此、敵、不、子、人、の、事、

山田 此、長、子、に、傳、へ、候、に、此、敵、不、子、人、の、事、

山田 此、長、子、に、傳、へ、候、に、此、敵、不、子、人、の、事、

山田 此、長、子、に、傳、へ、候、に、此、敵、不、子、人、の、事、

内 閣

日本書紀卷第6(十國行録)

裏面白紙

杉

受の中は 香煙火が 一重程中か

大隈大彦 香煙火が 一重程中か

大隈大彦 香煙火が

大隈大彦 香煙火が

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙火が

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙火が

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

内閣

香煙

香煙火が 大隈大彦 香煙火が

裏面白紙

三井物産の世に奉職員として年功は多し、時局に際しては、
 勇に奉命し、東洋にシヨシ、東洋船員、日本製船、^{三井}船長の
 大坂支店長として、西遊船に博覧の目録に記されたもの、
 中野田セメント、大東房への取締役、分れも当該社長又は特
 別個人名
 関係した方もいふと御めらるる。

内
閣

日本標準規格 B6 (十四行算)

裏面白紙

昭和二十三年十月五日

津井 十通
氏 啓

著述集査録目録

(単行本)

三冊 飯山 美 氏 啓

内
閣

裏面白紙

日本標準規格 B4 (十行用紙)

<p>山田 新築の料を以てし一筆改定を命ぜりしつて好むべきか</p>	<p>今新築の料を以てし一筆改定を命ぜりしつて好むべきか</p>	<p>次郎 新築の料を以てし一筆改定を命ぜりしつて好むべきか</p>	<p>意見が異なるかどうか 他程に余計に思ふべきか</p>	<p>意見 之の如きは</p>	<p>改定 勿論早急の事を望む</p>	<p>為成 財源の乏しきを以て早急の事を望む</p>	<p>衆意 多量に及ぶに打合しを以て早急の事を望む</p>	<p>上白 他の方途を以て早急の事を望む</p>	<p>之 且清しめたる方途を以て早急の事を望む</p>	<p>向意 之を以て早急の事を望む</p>
------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	-----------------	---------------------	----------------------------	-------------------------------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------

内閣

日本国憲法第56(十四行條)

裏面白紙

昭和二十三年十月七日

岩手県
差支度家査議事録

（昭和二十三年十月七日）

（三井物産山差支度の件）

内
閣

日本標準用紙 B10 (十行用紙)

裏面白紙

十月廿九日(十月廿) 大島、新島、原島を除く、島七名

島七名

如

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

新島、原島、大島、新島、原島を除く、島七名

内閣

裏面白紙

日本領略島七名(十月廿九日)

4.

山田	昨日二冊讀んがと云はれ先方より書状を致されり
	不利有延屋加多き川島三郎の分は不利也多し
	その他金取出しは金取知れり
	落井文のも辨見しに
明村	一番不利有るの
山田	細家のより石七金と目石邊の落井の取込を思ふ
	いふ
	同族より申すは多し金取は金取に金取を交付する
	在りは金取云へる
	西多川島が落井に落井に金取たりと云ふは
	此の事断るに在り
山田	形文は千無と云ふは金取つたに金取は
	かへり云ふの外は
高住	是れに云ふは利主より根張か母あり

内閣

日本国政府 B-1 (十四行)

裏面白紙

5

<p>山田 就任録が題かゝり録等もいふこと</p>	<p>山田 就任は務め多きをいふ事 録等は甚だしいの録はま</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>	<p>山田 此令の事 及びいふこと</p>
---------------------------	-----------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

内閣

裏面白紙

日本国史 36 (174)

9

山田	今二日書は代式か何故
山田	船寄多勝手代の剣を引留し
山田	本永の事跡を記す
山田	川原島父が御同解後
山田	此の事跡を記す
山田	終始の事跡を記す
山田	川原島父の御同解
山田	此の事跡を記す
山田	終始の事跡を記す
山田	川原島父の御同解
山田	此の事跡を記す
山田	終始の事跡を記す

他より後合上よりとしむ

内閣

裏面白紙

日本書紀卷第廿四(十段行録)

私達が待つ所のところ

高尾

キーポイントに於ける然るにやまを時か

山田

向きの格紙の(新)法がなかつたものは、
我々の実態 級差ををなくし、格紙状に
世の(新)法は、なつてきた

鳴林

田舎の新法はこのケースでは、
それとを、格紙に、なつた、
なつた、(新)法は、なつた、
なつた、(新)法は、なつた、

川口

川口は、後者の格紙を、
その事柄は、格紙に、
格紙の、なつた、
なつた、(新)法は、

山田

格紙の、なつた、
なつた、(新)法は、

山田

格紙の、なつた、
なつた、(新)法は、

内閣

日本国憲法 第 116 条 (十段行)

裏面白紙

昭和二十三年十月十一日

第十七号 (通計第十七回)
差支着査議手録

三井鉱山役員に付て 証人喚問陳述

元三井本以文書部長 島陽著
同 文書課長 江戶英雄

- 一、島陽 著
- 二、大島、杉本、原、三、冷、人、等、著

内閣

裏面白紙

MANUFACTURED BY (FABRIK)

又、三井銀少復原に（一）
 白銀 二十一年、二十二年の物金 豫三銀 三石を御座るに定む。
 A 海軍少佐の副官 只二石 又石 十石の飯石の記 少佐の豫三銀
 B 二石 少佐 只二石 終結少の豫三銀 五石
 C 四石 島崎 只二石 少佐
 D 山田 少佐 只二石 全石 漢石
 E 中村 少佐 只二石
 F 下村 少佐 只二石

山田、山川父の遺か申渡書 流し
 内務省少佐の提出 右石を御座るに定む。少佐の申渡書より此の提出
 あり

少 今のところ 少佐は 少佐は 少佐は
 少 少佐の少佐は 少佐は 少佐は 少佐は 少佐は 少佐は 少佐は 少佐は

内閣

裏面白紙

186

被^レ 爲^レ 場^レ 久^レ 住^レ 用^レ 猪^レ 毛^レ 七^レ 上^レ 出^レ 七^レ 上^レ の^レ 毛^レ 乃^レ 爲^レ 也。
 其^レ 以^レ 白^レ 或^レ 髪^レ 既^レ 壯^レ 以^レ 之^レ 入^レ 之^レ 一^レ 離^レ 於^レ 提^レ 矣。
 山^レ 田^レ 十^レ 月^レ の^レ 陽^レ 合^レ の^レ 毛^レ 乃^レ 爲^レ 也。

内
閣

日本標準規格 B5 (十段行紙)

裏
面
白
紙

一、廿七(十月十日) 大島村手紙を讀み、手紙の事、子為馬其天の馬其

三井 鉱山 役員 澤田 氏に宛て

(二二、一〇、二二)

(B 澤田氏 A 澤田氏)

上は澤田氏の陳述に在り

止り B 氏より澤田氏に宛てた手紙 A 氏より

何れも澤田氏に宛てた手紙に在り

B 氏より澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より

上 澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

B 澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

澤田氏宛てた手紙に在り、澤田氏より澤田氏宛てた手紙に在り

内閣

日本郵政記録 第五(十行行録)

裏面白紙

上	此令を以て都に在りて其の後徳仁
B	此令は道行徳仁を以て
上	徳仁の點を以て其の徳仁
B	此令は道行徳仁を以て
上	此令は道行徳仁を以て
B	此令は道行徳仁を以て
山	此令は道行徳仁を以て
B	此令は道行徳仁を以て
山	此令は道行徳仁を以て
B	此令は道行徳仁を以て
山	此令は道行徳仁を以て
B	此令は道行徳仁を以て

内閣

裏面白紙

山田 向秋身任秋はつて記明詳なり

(在籍時)

A 東武の多量な乗入(中程) 不況中(秋)に就任
され、その間に乗入が減少したとある。

A 二〇二六の此後には延滞(中程) 支費即ちとして(一)行信の
急増(中程)した。

A 東武の(向秋)身任秋は(向秋)身を為す(向秋)の(向秋)の
別に(向秋)身任秋は(向秋)身を為す(向秋)の(向秋)の
中、(向秋)身任秋は(向秋)身を為す(向秋)の(向秋)の
向秋(向秋)身任秋は(向秋)身を為す(向秋)の(向秋)の

A 強身(向秋)身任秋は(向秋)身を為す(向秋)の(向秋)の

川島(向秋)身任秋は(向秋)身を為す(向秋)の(向秋)の

日本国国信 B6 (十段行録)

裏面白紙

江戸文書係長、
三井役員選任方法に、
相違し、
八公同族は、
三井本株、
也決定した、
送、
多、
八公同族は、
三井本株、
長又、

三井役員選任方法に、
八公同族は、
三井本株、
也決定した、
送、
多、
八公同族は、
三井本株、
長又、

内
閣

日本郵政省 第 116 (十段行務)

裏面白紙

証文書調長 陳述

一五

徳文公回示

録氏合名をすし家

又此証文を打合せ 陳述見りしものを 夫中書保老 合名書出りしを
之へ之段迄(邊)に重し(心)合名書日又は書日)

昭二川島証文邊に於ては

(後) 夫中書保老が自合名書は 録氏合名書に 録氏合名書に 録氏合名書に 録氏合名書に

録氏合名書に 録氏合名書に

(前) 合名書保老が邊に 録氏合名書を 録氏合名書の 録氏合名書の 録氏合名書の

録氏合名書に 録氏合名書に

録氏合名書に 録氏合名書に

内閣

日本国憲法第 116 条(十段行書)

裏面白紙

夕

一八一三 倭寇の入邊はり島の新島にありしを
遷居せしむるに
細末の御節を御作し

内

閣

日本書紀卷第廿六(十四行跡)

裏面白紙

昭和二十三年十月七日

才丁八回(五十七回)
差戻審査議事録

早秋審査(一)

大島形 差戻審査

総理廳

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

※

光緒十四年(十月十七日)

一、出立書 大島、折尾、三宅、降く

二、差戻書(一) 三井館山、戻り差戻し(件)

三、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

四、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

五、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

六、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

七、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

八、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

九、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

十、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

十一、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

十二、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

十三、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

十四、三井館山、戻り差戻し(件) 千代子、戻り差戻し(件)

総 理 廳

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

川島社長

昭和十五年四月二十一日午後六時三十分 川島社長に拝見した。

本社連名の
役員連名を添付

社長の連名は、これを本社に提出し、今名を以て、高公は、
川島社長

氏が芳名を以て、同氏と協議した。

連名は、
川島社長

役員連名は、向井他氏等とあり、同人と相談し、高公は、
川島社長

と、
川島社長

役員連名は、川島氏が芳名を以てした。

私の連名は、
川島社長

昭和二十一年一月の御会合、御名を以て、役員連名は、
川島社長

あり、三月の財団御会合、
川島社長

御名を以て、
川島社長

川島社長、御名を以て、
川島社長

総 理 廳

裏面白紙

妙に日遣にも相違しえり。

在田山りは私の考へて入水たが、因に就て今よりうき中が、
た。

⑤ 諸君を後世に示し給ふは、余の三人交りあり、
私の大業の如き。

余の如き

能くありて、在田に就て、お命と申すに、吾公氏に、
またか、吾公氏には、御命の如き、吾公氏に、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

在田、少りは、大業に、吾公氏に、御命の如き、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、
御命の如き、吾公氏に、御命の如き、吾公氏に、

総
理
廳

日本標準規格 B5 (十行行距)

裏
面
白
紙

206

200

4

経北書房理事

位之儀 位分格

格外白紙

大格まじりて 承りて 承知を 承りて

白紙を 出さし 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

格外白紙 承りて 承知を 承りて

総 理 廳

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

207

昭和二十三年十月十九日

沖下丸田 (一七二二回)
若定寄本之議子録

（
渾此書多係 合回寄書
大島村長等之書
白書等書 全書等

總
理
廳

日本標準規格 B5 (十四行距)

裏面白紙

山川良一門現主#銘山家長

ニ其修好御宗下 社主となつた

ニ六ニ此金の権佐の件

早稲俵修好 祀田金事は御修好より 社主 後後の表意ハ門下、早稲

公事修好は主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

自人に修好した(修好御に) 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

四代修好に 社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

九代修好に 社主となつた

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

社主となつた、 修好 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲 早稲

裏面白紙

（今日委員会）

上
又 渡邊氏の報告の別は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

渡邊氏の報告は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

渡邊氏の報告は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

渡邊氏の報告は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

渡邊氏の報告は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

渡邊氏の報告は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

渡邊氏の報告は、委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

委員の報告も、その通りである。

裏面白紙

高松 幕府御代にハキ、進加本口怒か出せり
 川崎 就任後の財閥色如濃淡ハツツと潤心カ
 膳所 今ハ二檢の獲、決之、カアノカ、湯、所の命地カ
 大和 幕府御代に、進加本口怒か出せり
 豊井 高松は、解任後、高松は、幕府御代に、進加本口怒か出せり
 カ島 幕府御代に、進加本口怒か出せり
 大和 幕府御代に、進加本口怒か出せり
 山田 川島氏日知、高松に、今ハ二檢の獲、決之、カアノカ、湯、所の命地カ
 山田 幕府御代に、進加本口怒か出せり
 山田 幕府御代に、進加本口怒か出せり

総理廳

日本標準規格 B5 (十四行)

裏面白紙

登録番号			
氏名 (ローマ字)		氏名	
会社名		地位	

受付年月日	年	月	日	
委員会決定	年	月	日	承認 不承認
総理大臣決済	年	月	日	
本人に対する通知發送	年	月	日	
司令部に対する提出	年	月	日	
司令部よりの回答	年	月	日	

備考

処理者印

